

就学援助のお知らせ

春日井市教育委員会では、市立小中学校へ就学するお子さまの保護者に対して、学用品費や給食費など学校で必要な費用の一部を援助しています。

1 援助対象

- (1) 生活保護を受けている方(要保護)
 - (2) 経済的に困りの方(準要保護)
- (2)に該当する保護者の方の所得制限は、概ね次表のとおりです。

表1 所得制限の目安(令和5年3月1日現在)

家族 人数	家族構成の例	令和4年の年間所得額 (世帯全員の合計) (令和4年1月1日~12月31日)
2人	父又は母・子(小4)	約230万円
3人	父母・子(小4)	約270万円
4人	父母・子(中2)・子(小4)	約330万円
5人	祖父又は祖母・父母・子(中2)・子(小4)	約370万円

※所得額は、総所得額(給与所得控除後の金額または確定申告書の所得金額の合計)-社会保険料控除-生命保険料控除-地震保険料控除で算出します。

※所得制限の目安は、生活保護基準額の1.4倍を基に算出しており、家族の人数・年齢など個々の状況により異なります。(表1は祖父母65歳、父母36歳、賃貸住宅に居住していることを条件とし、算出したものです。)

2 申請方法

- (1) 申請期限及び支給開始日(※3月に継続申請をされた方は、再度申請する必要はありません。)

	期限	認定された場合の支給日
初回受付分	令和5年5月1日(月)まで	第1学期初日から
随時受付分	初回受付分の提出日以降随時	申請書を受け付けた月の1日から

※「支給開始日」は、第1学期の初日以降に転入した時や、失業などで申請事由が発生しているときにはその日となります。また、申請事由の発生日が当該月の1日以降のときはその日とします。

初回受付分の認定結果については6月中旬頃、随時受付分については申請日の翌月下旬頃通知いたします。

- (2) 提出先 お子さまが就学する学校(郵送可。その他の提出方法は学校にご相談ください。)
- 小学校・中学校の両方に就学している場合は、中学校へ提出してください。

- (3) 申請書類

ア 就学援助費受給申請書(兼世帯票)(第1号様式) ※1世帯につき1枚の申請です。

イ 添付書類 ※生活保護を受けている方は不要です。

表2 添付書類

	添付書類が必要な世帯	添付書類(該当する世帯全員について)
①	賃貸住宅に居住している世帯	賃貸契約書の写し 契約者と家賃の金額を確認します。
②	令和5年1月2日以降に春日井市に転入した人がある世帯	令和4年分源泉徴収票又は確定申告書の写し 所得を確認します。
③	所得を未申告の人がいる世帯	令和5年度市民税・県民税申告書の写し 市役所2階市民税課で、市民税・県民税の申告を行ってください。
④	生計維持者の失業、病気など収入状況に大きな変化があった世帯	申立書(任意様式)及び、状況に応じた確認書類 1 失業の場合 雇用保険受給資格者証の写し等 2 収入状況激変の場合 給与明細(申請日の直近3ヶ月分) 3 その他 状況が確認できるもの

3 援助の内容

(令和5年4月1日現在)

援助費目	小学校			中学校			支給時期
	学年			学年			
学用品費	全年	1・2期分 各 3,880 円	3期分 3,870 円	全年	1・2期分 各 7,580 円	3期分 7,570 円	6月, 10月, 2月
校外活動費 (宿泊なし)	全年	2,200 円 (限度額)		全年	3,300 円 (限度額)		随時
校外活動費 (宿泊あり)	全年	4,000 円 (限度額)		2年	12,000 円 (限度額)		随時
修学旅行費	6年	25,000 円 (限度額)		3年	60,910 円 (限度額)		随時
新入学児童生徒 学用品費	1年	54,060 円		1年	63,000 円		6月
卒業アルバム代	6年	11,000 円 (限度額)		3年	8,800 円 (限度額)		2～3月
オンライン学習 通信費	全年	1・2期分 各 4,670 円	3期分 4,660 円	全年	1・2期分 各 4,670 円	3期分 4,660 円	6月, 10月, 2月
		※ただし、教育委員会からモバイルルーターの貸与を受けている方については、その貸与に係る費用を上限とします。					
学校給食費	全年	245 円／1食		全年	285 円／1食		毎月
医療費	医療機関へ直接支払います（学校において治療の指示を受けた、特定の疾病に限ります）。						9月から随時

注意

- ① 要保護の世帯は、「修学旅行費」及び「医療費」のみ支給します（その他は、生活保護費から支給されます）。
- ② 「修学旅行費」、「校外活動費（宿泊あり、宿泊なし）」及び「卒業アルバム代」については、上記の金額を限度とし、学校からの実績報告に基づいて支給します。
- ③ 「新入学準備費」の支給を受けた方は、「新入学児童生徒学用品費」の支給を受けることはできません。
- ④ 「学校給食費」については、認定後、直接学校給食課へ振り込みます（認定後は、保護者口座からの給食費引落しが止まりますが、手続き上やむを得ず引き落としした場合には、当該認定分を別途支給します）。
- ⑤ 「オンライン学習通信費」について、教育委員会からモバイルルーターの貸与を受けている方は、その貸与に係る費用を保護者に代わり納付します。
- ⑥ 「医療費」の対象は、う歯（虫歯）、結膜炎、中耳炎、慢性副鼻腔炎等指定された疾病に限ります。
- ⑦ 添付書類が不足する場合は、支給時期のとおり支給できない場合があります。
- ⑧ 金額については、変更することがあります。

4 その他

- (1) 就学援助費は後払いです。学校で必要な費用は、先に支払うようにしてください。
- (2) 修学旅行費等の学校徴収金に未納がある場合は、就学援助費を未納金に充当することがあります。
- (3) 生活保護が開始又は廃止されたときや、世帯の状況に変化があったときは、学校に連絡してください。
- (4) 認定期間は、年度末（3月31日）までです。翌年度も引き続き援助を希望する場合は、学校からの案内にしたがって継続申請をしてください。（申請しなければ就学援助は受けられません。）
- (5) 子どもの家を利用している場合、就学援助の認定により利用料金を減免する制度があります。詳しくは、子どもの家まで問い合わせてください。
- (6) その他の支援について（詳しくは下記の運営団体に直接お問い合わせください。）
 - ・ こども食堂 無料又は低価格で子どもたちに食事を提供しています。
 - ① はらぺこ食堂 電話 070-5251-4277
 - ② 松山子ども夢事業ドリームキッチン 電話 080-9720-9105
 - ③ 春日井子ども夢事業ドリームキッチン 電話 090-3255-0839、090-3559-6035
 - ・ フードパントリー 食品を必要とされる方に、パンや缶詰などを無料又は低価格で提供しています。
 - ① すてっぶんち食堂 電話 080-2655-5670
 - ② にじいろMARCHE 電話 37-0291

制度及び提出方法に関する問い合わせ先
春日井市教育委員会 学校教育課(電話 85-6442)
又は お子さまが就学する学校

第1号様式（第5条関係）

令和5年度就学援助費受給申請書（兼世帯票）

年 月 日

（宛先）春日井市教育委員会

申請（保護）者

住所			
カナ			
氏名 (自署)			
電話			

就学援助費を受給したいので、次のとおり申請します。

また、本申請書裏面記載の誓約書・同意書の内容について誓約し、同意します。

受給したい理由	☐ 生活保護を受けている。 ☐ 経済的に困っている。
---------	---

世帯の状況（児童生徒を含めて生計を一にする家族全員を記入してください。記入欄が不足する場合は、裏面に続けて記載してください。）

氏 名	続柄	生年月日	性別	職業・勤務先・学校名（学年）
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

住居の状況	☐ 持家 ☐ 賃貸住宅	家賃月額（ 円） ※契約書等（家賃及び名義人の分かる資料）を添付してください。
-------	---	--

☐ 就学援助費は、次の口座に振込みを希望します。

なお、振込みをもって就学援助費を受領したものとします。

振込先	のゆうちょ銀行以外	☐ 銀行	☐ 本店	支店番号										
		☐ 信金	☐ 支店	口座番号										
		☐ 農協	☐ 出張所											
	フリガナ									☐ 普通				
	口座名義人									☐ 当座				
	ゆうちょ銀行	通帳記号	1				0	通帳番号						
	フリガナ													
	口座名義人													

☐ 私（申請者）は口座名義人に就学援助費の受取りを委任します。
（申請者と振り込み先の口座名義人が異なる場合のみチェックが必要）。☐ 就学援助費は、学校口座に振込み（学校長委任）を希望します。

委任状

就学援助費について、その受領、返納、学校徴収金の支払いその他一切に関する権限を、児童生徒が在籍する学校長に委任します。

申請者氏名（自署）

春日井市立小中学校長 宛

誓約書・同意書

私（申請者）は、就学援助費の受領に関し、次のとおり誓約・同意します。下記事項に違反した場合は、支給の停止・廃止を含む教育委員会の決定・指示に従います。

- 1 本申請書の記載内容は事実と相違ありません。また、変更が生じ、改めて情報の提供を求められた場合は、速やかに回答します。
- 2 本申請のため、本申請書に記載の者及びその世帯の住民基本台帳、所得課税情報、国民健康保険課税情報、児童扶養手当及び生活保護の認定に係る情報について、春日井市教育委員会が閲覧することに同意します。
- 3 教材費等の学校徴収金について未納が生じた場合は、就学援助費を学校徴収金に充当することに同意します。
- 4 就学援助費の過誤支払が生じた場合は、教育委員会の過誤支払金に対する返還請求に応じます。また、就学援助費を過誤支払金の返還金に充当することに同意します。
- 5 春日井市から貸与を受けた通信機器に係る通信費及び学校給食費の支払いについて、就学援助費を春日井市に直接納付することに同意します。

世帯の状況（表面の続き）

氏 名	続柄	生年月日	性別	職業・勤務先・学校名（学年）
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

学校記入欄	申請に係る者を就学援助を必要とする児童生徒として報告します。 ____年 ____月 ____日 _____ 学校長	印	記入欄 教育委員会	申請に係る者を要保護・準要保護児童生徒として認定します。 ____年 ____月 ____日 春日井市教育委員会	印
-------	---	---	--------------	--	---

**学校
受付印**

(宛先) 春日井市教育委員会

令和5年度就学援助費受給申請書（兼世帯票）

令和 5 年 △月 △日

申請（保護）者

住所	春日井市鳥居松町 5-44 コーポ春日井 101 号	
カナ	カスガイ	ハナコ
氏名 (自署)	春日井	花子
電話	81-5111	

就学援助費を受給したいので、次のとおり申請します。

また、本申請書裏面記載の誓約書・同意書の内容について誓約し、同意します。

受給したい理由	☐ 生活保護を受けている。 ☒ 経済的に困っている。
---------	--

世帯の状況（児童生徒を含めて生計を一にする家族全員を記入してください。記入欄が不足する場合は、裏面に続けて記載してください。）

氏 名	続柄	生年月日	性別	職業・勤務先・学校名（学年）
春日井 花子	本人	昭和 49 年 8 月 7 日	女	○×スーパー
春日井 月子	子	平成 21 年 9 月 15 日	女	東部中学校 2 年
春日井 雪也	子	平成 25 年 1 月 20 日	男	八幡小学校 5 年
申請(保護)者に対する続柄を記入 家賃と共益費の合計金額（駐車場代は含めない）を記入し、金額と名義人の分かる資料を添付してください。持家の場合は不要です。 現学年を記入				

住居の状況	☐ 持家 ☒ 賃貸住宅	家賃月額 (54,000 円) ※契約書等(家賃及び名義人の分かる資料)を添付してください。
-------	--	--

☐ 就学援助費は、
なお、振込みを

就学援助費の振込先について、
いずれかを選択（☒）してください。

振込先	ゆうちょ銀行以外の金融機関	いすれかを選択(☑)してください。										支店番号									
												口座番号									
		フリガ																			
		口座名義人										☐ 普通 ☐ 当座									
行	ゆうちょ銀行	通帳記号										通帳番号									
		2 3 4 0										0 1 2 3 4 5 6 7									
		フリガナ										フリガナ									
		カスガイ 春日井										ハナコ 花子									
		口座名義人																			

☐私（申請者）は口座名義
（申請者と振り込み先の口

フリガナを必ず記入してください。

☐ 就学援助費は、学校口座に振込み（学校長委任）を希望します。

委任状

奨助費について、その受領、返納、学校徴収

学校口座振込みの場合は、必ず署名してください

学校口座に振込みの場合は、原則として学校から現金で就学援助費が支給されます。

申請者氏名（自署） **春日井 花子**

春日升市立小中子儀長 死

誓約書・同意書

私（申請者）は、就学援助費の受領に関し、次のとおり誓約・同意します。下記事項に違反した場合は、支給の停止・廃止を含む教育委員会の決定・指示に従います。

- 1 本申請書の記載内容は事実と相違ありません。また、変更が生じ、改めて情報の提供を求められた場合は、速やかに回答します。
- 2 本申請のため、本申請書に記載の者及びその世帯の住民基本台帳、所得課税情報、国民健康保険課税情報、児童扶養手当及び生活保護の認定に係る情報について、春日井市教育委員会が閲覧することに同意します。
- 3 教材費等の学校徴収金について未納が生じた場合は、就学援助費を学校徴収金に充当することに同意します。
- 4 就学援助費の過誤支払が生じた場合は、教育委員会の過誤支払金に対する返還請求に応じます。また、就学援助費を過誤支払金の返還金に充当することに同意します。
- 5 春日井市から貸与を受けた通信機器に係る通信費及び学校給食費の支払いについて、就学援助費を春日井市に直接納付することに同意します。

世帯の状況（表面の続き）

氏 名	続柄	生年月日	性別	職業・勤務先・学校名（学年）
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

学校記入欄	申請に係る者を就学援助を必要とする児童生徒として報告します。 年 月 日 学校長	印	記入欄 教育委員会	申請に係る者を要保護・準要保護児童生徒として認定します。 年 月 日 春日井市教育委員会	印
-------	--	---	--------------	--	---